

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和40年条例第20号）新旧対照表

現 行							改 正 案							備 考																																																										
（駐車施設の附置） 第2条 次の表のアの項に掲げる地区又は地域内において、同表のイの項に掲げる面積が同表のウの項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表のエの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表のオの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（当該建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表のカの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）以上の台数の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を発生させる程度が少ないと市長が特に認めた建築物又は建築物の部分については、この限りでない。							（駐車施設の附置） 第2条 （現行のとおり）																																																																	
<table><tr><td>ア</td><td colspan="6">（省略）</td></tr><tr><td>イ</td><td>特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積</td><td colspan="4">特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積</td><td>（省略）</td></tr><tr><td>ウ</td><td colspan="6">（省略）</td></tr><tr><td>エ</td><td>（省略）</td><td>特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分</td><td>非特定用途に供する部分</td><td>（省略）</td><td>特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分</td><td>非特定用途に供する部分</td><td>特定用途に供する部分</td></tr></table>							ア	（省略）						イ	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積				（省略）	ウ	（省略）						エ	（省略）	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	（省略）	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分	<table><tr><td>ア</td><td colspan="6">（現行のとおり）</td></tr><tr><td>イ</td><td>特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積</td><td colspan="4">特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積</td><td>（現行のとおり）</td></tr><tr><td>ウ</td><td colspan="6">（現行のとおり）</td></tr><tr><td>エ</td><td>（現行のとおり）</td><td>特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分）</td><td>非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分</td><td>（現行のとおり）</td><td>特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分）</td><td>非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分</td><td>特定用途に供する部分（共同住宅の用途に供する部分）</td></tr></table>							ア	（現行のとおり）						イ	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積				（現行のとおり）	ウ	（現行のとおり）						エ	（現行のとおり）	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分）	非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分	（現行のとおり）	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分）	非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分	特定用途に供する部分（共同住宅の用途に供する部分）	共同住宅の敷地内に附置しなければならない駐車施設の規模を算出する方法を従前どおりとする改正
ア	（省略）																																																																							
イ	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積				（省略）																																																																		
ウ	（省略）																																																																							
エ	（省略）	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	（省略）	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所の用途を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分																																																																	
ア	（現行のとおり）																																																																							
イ	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積				（現行のとおり）																																																																		
ウ	（現行のとおり）																																																																							
エ	（現行のとおり）	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分）	非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分	（現行のとおり）	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅の用途に供する部分）	非特定用途及び共同住宅の用途に供する部分	特定用途に供する部分（共同住宅の用途に供する部分）																																																																	

[illegible]

含むものとする。 2 アの項に掲げる特定用途に供する部分の床面積及びイの項に掲げるそれぞれの用途に供する各部分の床面積の算定に当たっては、当該建築物の機械室その他の共用部分の床面積をそれぞれの用途に供する部分(機械室その他の共用部分を除く。以下この表において同じ。)の床面積の割合に応じて案分し、当該案分した面積をそれぞれの用途に供する部分の床面積に加算するものとする。		2 アの項及びイの項に掲げるそれぞれの用途に供する各部分の床面積の算定に当たっては、当該建築物の機械室その他の共用部分の床面積をそれぞれの用途に供する部分(機械室その他の共用部分を除く。以下この表において同じ。)の床面積の割合に応じて案分し、当該案分した面積をそれぞれの用途に供する部分の床面積に加算するものとする。		
2・3 (省略)		2・3 (現行のとおり)		